

京都大学立看板規程について

【ご質問】（投稿日：2017年12月19日）

京都大学立看板規定についていくつか質問させていただきます。

一、第3条にある「本学が別に指定する場所」とはどこのことでしょうか。

二、第5条にある「設置に係る責任者（以下「設置責任者」という。）の氏名」についてですが、全学公認団体については代表者や役員の氏名を既に届け出ているので明記する必要がないのではないのでしょうか。個人情報保護の観点から、氏名の明記を免除していただきますようお願いいたします。

三、同じく第5条についてですが、公認団体ではない「本学の学生団体」が第7条に基づいて立て看板を設置する際、当該事項を明記した書類の提出をもって「設置責任者の氏名の明記」に代えることはできないのでしょうか。

四、第7条についてですが、「11月祭終了日」に立て看板の撤去を完了することは時間的に困難であると思われまます。「11月祭片付け日」など、もう少し期間を延長できないのでしょうか。

五、第8条について、2枚以上の板で構成された、第4条に抵触しない大きさの立て看板について、「1枚」の立て看板と見なしてもよろしいのでしょうか。

六、第9条第3項について、該当するような場合にはこれまで通り全学公認団体には通知が送られる、ということよろしいのでしょうか。

七、第10条第4項にある「緊急やむを得ず撤去する必要がある場合」とは具体的にどのような場合でしょうか。

八、第10条第5項にある「当該撤去に要した費用」は、規定に合致する大きさの立て看板の撤去の場合は具体的にいくらぐらいを想定しておられますでしょうか。

九、「平成30年5月1日から施行」とのことですが、平成30年2月20日から同4月20日までの新歓期については適用されない、という認識でよろしいのでしょうか。

十、第11条にある「敷地を管理する部局の長」については、どこを調べればわかるものなのでしょうか。どの部局の長に申請すればよいのかが確実にわかるように、明確にお示しく下さい。

【回答】（回答日：2018年1月11日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

下記のとおりご質問に回答します。

一、第3条の場所については、今後決定する予定です。決定しましたら学生の皆さんにお知らせします。

二、必要な場合には速やかな対応をお願いすることがあるため、設置に係る責任者の氏名を明記することとしています。

三、上記二でお答えしたとおりです。なお、第3条の場所への立看板の設置に関し、書類の提出等の手続は必要ありません。

四、撤去については、第9条第2項において、「立看板の設置責任者は、設置期間を経過したときは、直ちに当該立看板を撤去しなければならない」と定められており、11月祭終了日の翌日の片付け日に撤去すれば問題ありません。

五、2枚以上の板で構成された、第4条に抵触しない大きさの立看板であれば、「1枚」とみなして結構です。ただし、その場合、構成する板が分離しないようにしっかりと接着してください。

六、第10条第2項に基づき、これまで通り通知をします。

七、例えば、今にも立看板が倒壊して通行を妨げ、人身に危険を及ぼしそうな場合が考えられます。

八、立看板の設置状況等によって撤去に要する費用は異なってくるため、特定の金額は想定していません。

九、平成30年2月20日から同4月20日までの間は規程の施行日前であるため適用されません。ただし、平成29年11月14日付通知文書のとおり、条例等の法令は遵守してください。

十、第3条の場所以外に学生が立看板を設置したい場合、教育推進・学生支援部厚生課に相談してもらえれば、設置したい場所の敷地を管理する部局をお知らせします。